

## 青森県教育委員会第759回定例会会議録

期 日 平成24年4月4日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

### 議事目録

- 議案第1号 職員の給与に関する条例第25条の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則案・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 青森県文化財保護審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
- 議案第3号 県重宝の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

平成24年4月4日（水）

- ・開会 午後3時
- ・閉会 午後3時7分
- ・出席者の氏名  
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職  
中平教育次長、中村教育次長、佐藤参事、職員福利・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員  
島委員、高橋委員
- ・書記  
大館利章、村上健

## 会 議

### 議事

#### 議案第 1 号 職員の給与に関する条例第 25 条の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則案

(三上職員福利課長)

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が 2 月議会において可決・成立したことに伴い、県費負担教職員の住居手当及び通勤手当の支給に関する事務のうち、一定のものを市町村が処理することとなった。

当該条例では、市町村が処理することとする事務を人事委員会規則に基づく事務であって、教育委員会規則で定めるものとしていることから、この度、新たに教育委員会規則を制定し、その事務の範囲を定めるものである。

この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様に、平成 24 年 7 月 1 日から施行するものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第 1 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第 1 号は原案どおり決定する。

#### 議案第 2 号 青森県文化財保護審議会委員の人事について

(岡田文化財保護課長)

青森県文化財保護審議会委員の任期は、平成 24 年 4 月 8 日をもって満了となるので、委員 13 名を委嘱又は任命するものである。

委員 13 名のうち、月舘敏栄氏ほか 7 名は再任することとし、新たに、美術工芸品担当として石川善朗氏、歴史資料担当として藤田俊雄氏、民俗文化財担当として外崎純一氏、史跡担当として工藤竹久氏、記念物の動物担当として佐原雄二氏を委嘱するものである。

なお、委員の任期は、平成 24 年 4 月 9 日から平成 26 年 4 月 8 日までの 2 年間である。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

### 議案第3号 県重宝の指定について

(岡田文化財保護課長)

平成24年3月20日に開催された青森県文化財保護審議会において、県重宝として長者久保遺跡出土品を指定することが適当であるとの答申があったため、提案するものである。

長者久保遺跡出土の石器群は、局部磨製石斧、打製石斧、石槍からなり、各種の彫器・搔器を伴い、石刃技法が顕著であるという特色を持っている。また、同じ組み合わせの石器群が長野県神子柴遺跡でも発見され、その特殊性から、神子柴・長者久保文化と呼ばれ、日本最古の土器群に伴う石器群のひとつとして重要視されている。野辺地町立歴史民俗資料館に所蔵されている28点の石器には、主要な石器がすべて含まれており、神子柴・長者久保文化の標式資料として極めて重要な位置を占めているため、県重宝として指定し、永く保護するものと考えている。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(福島委員)

年代はどれくらいか。

(岡田文化財保護課長)

長者久保遺跡そのものの年代は測定されていないが、ほぼ同時代の遺跡として、外ヶ浜町の大平山元I遺跡というものがある。その土器に付着していた炭を年代測定したところ、おおよそ1万6千5百年くらいの年代が示されている。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第3号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第3号は原案どおり決定する。